

近畿地方整備局殿

平成15年10月9日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表)野村東洋夫

水需要精査についての質問

水利権更新の際の水需要精査について2つの質問をします。

貴整備局は「淀川水系河川整備計画基礎原案」(平成15年9月5日)の中で次のように明言されています。(p、46)

“ 利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する ”

そこで私共は昨日、貴整備局に出向きまして水利台帳を閲覧しました所、淀川下流部などにおける現行の水利権の許可期限が次の通りであることを知りました。

(上水)	(許可期限)
大阪府	H20, 3, 31 (H10,10,9更新)
阪神水道	H20, 3, 31 (H13,2,28更新)
大阪市	H15、6、30 (現在審査中)
京都府(天ヶ瀬ダム)	H31、11、4 (暫定許可期限 H15,3,31)
“ (木津川)	H21、3、31 (H11,5,20変更)
“ (桂川)	H18、3、31 (H8,12,25新規)
(工水)	
大阪府	H16、3、31 (H15,8,5更新)
大阪市	H16、3、31 (H15,8,5更新)
大阪臨海	H16、3、31 (H15,8,5更新)
尼崎市	H16、3、31 (H15,6,16変更・更新)
神戸市	H24、3、31 (H15,5,30更新)
西宮市	H24、3、31 (H14,11,25更新)
伊丹市	H24、3、31 (H15,5,8変更)

[質問1] 5ダムの水需要精査を繰り上げるべきではないでしょうか?

この一覧表によれば、大阪府と阪神水道(共に上水)の水利権更新はH20年3月31日となりますから、冒頭の「基礎原案」の記述に従えば、貴整備局がこの2つの利水者

の水需要の精査確認を行うのは、なんと今から約5年先ということになります。京都府（桂川）の場合でも、まだ2年6ヶ月あります。これは貴整備局が5ダム見直し案の全てにおいて

“早急な水需要の精査確認”を謳っていたことと矛盾するものです。

周知の通り、大阪府は丹生ダム・大戸川ダムに参画しており、阪神水道は丹生ダム・余野川ダムに、京都府は丹生ダム・大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発にそれぞれ参画していますが、事業中のダムについて貴整備局はこれまで淀川水系流域委員会の場において「本体工事などの新たな段階に入るか否かは、今後1～2年の調査検討を行った上で結論を出す」と再三に渡って明言されています。今回の「基礎原案」や「整備シート」においても同様の記述が見られます。私達もこの際、時間を掛けて十分な調査検討を行うことには勿論賛成ですが、しかし大阪府などがこれらのダムに参画した主目的は「利水」なので、利水の精査検討を行わずしてダムの当否の結論を出すことは出来ない筈です。従ってこの際、貴整備局は水利権更新時期には拘らずに水需要精査の時期を繰り上げ、この1～2年の間にこれを実施すべきものと考えますが如何でしょうか？

[質問2] 大阪市（上水）の精査を行っているのでしょうか？

上記の許可期限一覧において、「大阪市」の上水の期限が「H15,6,30」とあり、昨日の水利権担当官の説明では“現在水利権更新の審査中”とのことでした。とすれば、「水利権更新時の水需要の精査」の一番手として、早速大阪市の精査に取り掛かるべきと思われませんが、貴整備局はこれを行っているのでしょうか？

私達が昨年8月の淀川水系流域委員会「水需要管理WG」で30分の時間を頂き、「大阪市の過剰な水利権」と題して説明しました通り、同市は日量にして80万m³を越える極端な水利権余剰状況にあります。この値が如何に大きなものであるかは、5ダム（丹生、大戸川、川上、天ヶ瀬、余野川ダム）による新規開発水量の合計値（57万m³）を遥かに上回るものであることから明らかで、正に淀川水系最大の水利権余剰です。貴整備局にはこの機会を捉えて同市の精査を実施して頂き、この大量の余剰水を「用途転用」や「環境流量」として有効活用する方策を、是非とも示して頂きたいものです。

（以上）